

令和4年9月15日  
(一社) 山口県勤労福祉共済会

## 新型コロナウイルス感染症に罹患された方の給付のお取り扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

県共済会は、現在、実施している新型コロナウイルス感染症に罹患された方に対する入院の特別取り扱い（以下「みなし入院」）について、2022年9月26日（月）以降のお取り扱いを以下のとおり見直しますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 「みなし入院」に関する新たな取り扱いについて

#### (1) 「みなし入院」による疾病等入院給付金のお支払い対象

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い以下の方に限り、「みなし入院」による疾病等入院給付金のお支払い対象といたします。

##### 【重症化リスクの高い方〈みなし入院の対象となる方〉】

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ④妊婦

#### (2) 実施時期

2022年9月26日（月）より実施します。

なお、9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、上記「重症化リスクの高い方」に限らず、これまで通りの対応を継続します。

#### **【参考】新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い対象の範囲**

| 治療、療養の場所等                     |                           | 陽性判明日（診断日）   |              |
|-------------------------------|---------------------------|--------------|--------------|
|                               |                           | 2022年9月25日まで | 2022年9月26日以降 |
| 入院された場合                       |                           | ○ お支払い対象     |              |
| 宿泊施設・自宅療養<br>された場合<br>(みなし入院) | 重症化リスクの高い方<br>(上記1-①～④の方) | ○ お支払い対象     |              |
|                               | 上記以外の方                    | ○ お支払い対象     | × お支払い対象外    |

## 2. 取り扱いを開始した経緯と今回対応の理由について

### (1) 「みなし入院」 取り扱い開始の経緯

当共済会の入院給付金は、約款において「医師による治療が必要」であること、かつ「病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨を定めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院又は診療所への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅での療養が行われることとなりました。

こうした状況を受けて、宿泊施設や自宅での療養について感染症法上の入院勧告・措置の対象であること等をふまえ、入院が必要であるにもかかわらず、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については「入院」と同等に取り扱い、共済給付金をお支払いする「みなし入院」の対応を実施してまいりました。

### (2) 取り扱い見直しの理由

この間新型コロナウイルス感染症の流行の中心がオミクロン株に移行する中で、重症化率の低下がみられるなど軽症化している傾向にあります。

さらには今般、政府において、「全数把握の見直し」について、9月26日から全国一律で適用することを決定し、発生届の対象を重症化リスクの高い方に限定するとともに、その政策をwithコロナにむけた新たな段階に移行することとされました。

こうした状況変化もふまえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日（月）以降については、「みなし入院」による共済給付金のお支払い対象を重症化リスクの高いへと見直すこととさせていただきます。

## 3. 注意点

- 新しい基準をふまえた給付請求手続等の詳細について検討中です。  
実施時期までに詳細を整理のうえ、県共済会ホームページにてご案内いたします。
- 今後の法改正等やその他の社会情勢に鑑み、この取扱いをさらに変更する場合があります。その場合は、あらためてご案内いたします。